

入札に際しての注意事項(電子入札用)

大分市が電子入札システム(大分県共同利用型電子入札システムをいう。以下同じ。)を利用して行う一般競争入札及び指名競争入札は、地方自治法、同法施行令、大分市契約事務規則、大分市電子入札運用基準及びその他関係法令等に定めるもののほか、この注意事項の定めるところにより執行します。

1 設計図書等の閲覧について

設計図書等(設計図書及び設計参考資料)は、電子入札システムにおいて閲覧及び取得することができます。システム上の障害等により電子データを取得できない場合は、契約監理課にて設計図書等のデータを取得することができます。(事前に契約監理課へ連絡をお願いします。)

2 入札の辞退について

(1) 指名競争入札の場合、指名を受けた者は、開札日の前日(入札書の提出前)までは、いつでも入札を辞退することができます。また、入札辞退者は、辞退を理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

なお、入札を辞退する者は、電子入札システムにより辞退届を提出してください。

(2) 要件設定型一般競争入札の場合、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料(以下申請書等という。)の提出を行った後、当該入札を辞退するときには、指名競争入札の場合と同様に辞退届を提出してください。

(3) 提出された辞退届の撤回は、一切認められません。

3 要件設定型一般競争入札における入札参加申請等の提出について

入札参加申請時に提出する申請書等に記載漏れ、内容の不備、必要書類の添付漏れ等があり入札が無効になるケースが見受けられます。

競争入札参加資格確認申請書の提出時には、必ず添付ファイル(添付資料)の内容を確認し、受付期間内に提出(送信)してください。

なお、提出(送信)後、間違い等があることに気付いた場合は、申請書等の提出期間に限り、再提出することができますので、その旨契約監理課に連絡した上で、媒体提出届を添付し紙媒体により再提出してください。

4 ICカード不正使用の取扱いについて

入札参加者がICカードを不正に使用した場合には、入札参加資格の取消し又は指名停止措置を講じることがあります。

また、ICカードを不正に使用して入札に参加した者が、当該入札案件の落札者となった場合は、その事実が明らかになった時点が契約締結前であれば、契約を締結しないこととし、契約締結後である場合には、契約を解除できるものとします。

5 入札参加者の関係書類について

電子ファイルの容量が10メガバイトを超える場合は、その旨契約監理課まで連絡してください。

コンピューターウィルスの感染予防としてウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入するなどの対策を講じるようにしてください。

また、入札参加申請及び入札時には、ウィルスチェック済みの電子ファイルを提出してください。

6 積算内訳書の提出について

積算内訳書は、入札書の提出期限までに入札書と併せて提出しなければなりません。積算の内訳は、当該工事(委託)に係る設計書の各項目に対応する単位、数量及び金額を明記してください。

7 次のいずれかに該当する入札は、無効となります。

- (1) 入札者として資格のない者のした入札
- (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (3) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足ある者のした入札
- (4) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (5) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- (6) 入札金額を訂正した入札
- (7) 予定価格を上回る入札
- (8) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- (9) 郵送による入札
- (10) 電子入札にあっては、市長が指定する認証方法を用いない者のした入札

- (11) 電子入札にあっては、契約担当者の使用に係る電子計算機に到着した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札
- (12) 申請書又は資料を提出しなかった者のした入札
- (13) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
- (14) 入札参加制限に該当する者のした入札
- (15) 提出期限までに積算内訳書（入札価格と一致する工事価格計又は業務価格計の総合計を記載したものに限る。）を提出しなかった者のした入札
- (16) 積算内訳書の工事価格計（消費税及び地方消費税を除く。）又は業務価格計（消費税及び地方消費税を除く。）が、入札価格と一致していない者のした入札
- (17) 積算内訳書の積算根拠、金額その他の内容について説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札
- (18) 上記(1)から(17)までに定めるもののほか契約担当者において特に指定した事項に違反した入札

8 指名通知後における落札決定の取消し又は契約解除の取扱いについて

- (1) 指名通知後、契約締結までの間に、落札者が要領に基づく指名停止措置を受けた場合（要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む。）等競争参加者としての資格を満たさなくなった場合は、落札決定を取消すものとします。
また、契約締結後に当該事実が判明した場合は、契約の解除を行うことができるものとします。
この場合、契約担当者は、落札決定の取消し又は契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとします。
- (2) 落札者は、指名通知後、要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った時は、契約担当者へ速やかに申し出てください。

9 指名通知書等の確認について

電子入札システムで送信された指名通知書及び添付資料については、その内容を十分に確認してください。

10 入札書の提出（送信）方法について

- (1) 入札書は、電子入札システムで入札金額、くじ番号が入力され、かつ、積算内訳書が添付されたもの（公告により、あらかじめ積算内訳書の提出を求めている場合に限る。）を有効な入札書として取り扱います。
- (2) 入札参加者は、次の事項に留意して適正な入札書の提出を行ってください。
 - ア 契約金額は、入札書に入力された金額に 100 分の 10 に相当する額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した金額とするので、入札者は課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に入力してください。
 - イ 入札価格が、積算内訳書の工事価格計（消費税及び地方消費税を除く。）又は業務価格計（消費税及び地方消費税を除く。）と一致していることを確認した上で、入札書を送信してください。
 - ウ 入札書が正常に送信されたことを、入札書受信確認通知により確認してください。
 - エ 入札書の提出は、入札書提出締切日時までに完了するよう、余裕をもって処理を行うようにしてください。
- (3) 提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は、一切認められません。

11 入札（開札）の中止等について

入札者が連合して入札したと認められるときその他入札に際し不正があると認められるとき又は電子入札システムに障害が発生したときは、入札（開札）を延期し、若しくは中止し、又は無効とすることがあります。

12 落札の決定について

- (1) 入札ごとに定められた次に掲げる制度を適用した上で落札の決定をします。
 - ア 最低制限価格制度を採用している入札
予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者の申請書等について審査し、最低価格入札者が競争入札参加資格を満たしていると確認できた場合には、最低価格入札者が落札者となります。
 - イ 低入札価格調査制度を採用している入札
予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の価格にて入札した者のうち、最高の評価値をもって有効な入札を行った者の申請書等について審査し、最高評価値者が競争入札参加資格を満たしていると確認できた場合は、最高評価値者が落札者となります。
- (2) 落札となるべき金額又は評価値で入札した者が複数あった場合は、電子くじにより落札者を決定します。